

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月11日

【会社名】 トラスコ中山株式会社

【英訳名】 TRUSCO NAKAYAMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中山 哲也

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役経営管理本部長 藪野 忠久

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町一丁目34番15号

(注)平成25年6月7日開催の第50期定時株主総会決議により、定款の本店所在地を大阪市から東京都港区に変更しましたが、この変更は、平成25年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとします。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
トラスコ中山株式会社東京本社
(東京都港区芝大門一丁目1番8号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中山哲也及び当社最高財務責任者藪野忠久は、当社の第50期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。